

公募型プロポーザル方式（技術者評価型）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（技術者評価型）にかかる手続は、当掲示によるほか、長野県公募型プロポーザル方式（技術者評価型）試行要領（最終改正 令和 2 年 3 月 24 日付け元建政技第 453 号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取扱要領（最終改正 令和 2 年 3 月 24 日付け元建政技第 454 号）に示すとおりです。

1 業務の概要

(1) 業務名

令和 5 年度 県単 長野県景観育成計画改定支援業務

(2) 業務の目的

長野県は、平成 4 年に自主条例として長野県景観条例を制定し、平成 18 年に景観法に基づく長野県景観条例を改正するとともに、長野県景観育成計画を策定した。条例制定時から今日にいたるまで、景観育成重点地域の指定による信州の景観の骨格や顔となる地域の景観保全や、景観育成住民協定による住民主体の景観育成、市町村の景観行政団体への移行支援や屋外広告物条例の運用による地域主体の景観育成を推進してきた。

現在、長野県景観育成計画策定から 15 年が経過し、市町村の景観行政団体への移行が進む中、広域的な景観価値の向上が課題となっており、地域ごとの景観育成の基本方針を明確化し、行政界を超えた景観育成を図る必要がある。また、社会情勢の変化に伴う新たな景観阻害要因への対応が課題となっており、景観育成基準等の再検討が必要である。

本業務はこれらに加え県民及び市町村の意向を踏まえ、これまでの長野県景観育成計画の成果と課題を整理し、より効果的な「信州らしい」景観の保全・育成を目指し、県全体および広域的な景観育成を推進すべき地域（以下「景域」という。）ごとの景観育成の方針を示した「景観育成ビジョン（仮称）」の策定など、長野県景観育成計画の見直しを行うものである。

(3) 業務内容

ア 業務対象区域

県全域を対象とする。

イ 令和 5 年度業務内容

(ア) 長野県の景観特性等の把握並びに景観育成に係る取組成果・課題及び今後の方向性の整理

a 長野県の上位・関連計画の把握

長野県総合 5 か年計画（しあわせ信州創造プラン 3.0）や都市計画区域マスタープランなどの上位・関連計画を整理し、既往文献や統計データなどを用いて社会情勢の変化を整理し、これからの景観育成に求められる事項を整理する。

b 長野県における広域的な視点からの景観特性の把握

景域を設定するため、地形や自然的要素、農村、市街地景観などの景観特性を広域的な視点から把握する。

- c 長野県景観育成計画の取組成果及び課題の整理  
これまで長野県が取り組んできた景観育成の施策を把握し、その成果と課題を整理する。
- d 景観に関するアンケートの実施、分析  
これからの景観育成施策の検討にあたり、長野県民 1,000 人以上、また、必要に応じて景観に関連する分野の者に対し景観に関する調査を実施する。  
なお、その方法は Web によるアンケート調査を基本とし、必要に応じて郵送によるアンケート調査を行うものとする。
- e 景観育成の課題と今後の景観育成の方向性の整理  
上記イ(ア)a から d を踏まえ、長野県の景観育成の課題と今後の方向性を整理する。
- (イ) 景観施策体系および長野県景観育成ビジョン（仮称）の方向性の検討
  - a 他都道府県の景観施策体系の把握  
広域的な景観形成に取り組んでいる都道府県の景観施策体系や実施事項を整理し、長野県の景観育成施策の参考情報を整理する。
  - b 県内市町村等の景観育成に関する実態把握  
県内市町村を対象に、アンケート・聞き取り調査により、景観育成上の課題や景観育成重点地域の指定に関する意向調査を実施する。また、県現地機関を対象に、景観法・長野県景観条例に基づく届出等の問題点や課題などを把握する。
  - c 今後の景観育成施策の体系及びその方向性の検討  
上記(ア)、(イ)a 及び(イ)b を踏まえ、今後の景観育成施策の新たな計画体系及び長野県景観育成ビジョン（仮称）の方向性を検討する。
- ウ 令和 6 年度業務内容
  - (ア) 長野県景観育成ビジョン（仮称）素案の検討
    - a 長野県景観育成ビジョン（仮称）素案の構成の整理  
上記イを踏まえ、長野県景観育成ビジョン（仮称）素案の構成を整理する。整理にあたっては、その目的を明確化するとともに、これまでとの相違点をわかりやすく整理する。
    - b 長野県景観育成ビジョン（仮称）素案の検討  
上記ウ(ア)a を踏まえて、長野県の景観育成の目標や方針、景域別の景観育成方針、長野県が実施する景観育成施策などで構成される長野県景観育成ビジョン（仮称）素案を検討する。
  - (イ) 長野県景観計画素案の検討
    - a 長野県景観計画素案の構成の整理  
上記ウ(ア)を踏まえ、長野県景観計画素案の構成を整理する。整理にあたっては、その目的を明確化するとともに、これまでとの相違点をわかりやすく整理する。
    - b 長野県景観計画素案の検討  
上記ウ(イ)a を踏まえて、景観法に基づく景観計画の区域や景観育成重点地域の目標や方針、行為の制限、景観に関する協議などで構成される長野県景観計画素案を検討する。なお、検討にあたっては、新たな景観育成重点地域の指定に向け、当該候補地区を複数選定し比較検討を行うこととする。
    - c 計画の実施体制等の検討  
上記ウ(イ)b を踏まえ、計画の実施体制や進捗管理等について検討する。
    - d 長野県景観条例の改正の必要性の検証  
上記ウ(イ)b を踏まえて、現行の長野県景観条例の改正の必要性を検証する。改正が必要な条項がある場合は、改正の方向性を検討する。

- (ウ) 長野県景観育成ビジョン（仮称）及び長野県景観計画の素案の作成
  - a 長野県景観育成ビジョン（仮称）及び長野県景観計画の素案の作成  
上記ウ(ア)及びウ(イ)をもとに、長野県景観育成ビジョン（仮称）及び長野県景観計画の素案の原稿を作成する。
  - b パブリックコメント案の作成  
上記ウ(ウ)aをもとにパブリックコメント案を作成する。

#### エ 各年度共通事項

- (ア) 長野県景観審議会等の開催支援  
長野県景観育成ビジョン（仮称）素案及び長野県景観計画素案の検討にあたっては、長野県景観審議会（計5回程度開催）、同専門委員会（計7回程度開催）、長野県景観対策推進会議（計2回程度開催）及び庁内会議（計2回程度開催）の意見を聴くこととし、その開催を支援（資料作成、会議出席、議事録作成）する。
- (イ) 市町村等との協議会等の開催支援  
上記エ(ア)のほかに、市町村や景観施策関係者の意見を聴くため、景域別景観協議会（10地域×計2回程度開催）、その他関係者との意見交換会（計7回程度開催）の開催を支援（資料作成、会議出席、議事作成）する。
- (ウ) 専門家の招聘  
景観審議会等の開催にあたっては、必要に応じて専門家の招聘（7人程度）を行い、意見等を求めるものとする。なお、これに要する費用は、受託者の負担とする。

#### (4) 技術提案を求める具体的内容

##### ア 技術提案の内容

県の景観施策を取り巻く状況・課題及びその解決方法等について、「信州らしさ」の観点やしあわせ信州創造プラン3.0（長野県総合5か年計画）等関連施策の考え方を取り入れつつ、以下の5つのテーマについて提案してください。

##### テーマ1 『現行の長野県景観育成計画の課題点』

視点：現行の「長野県景観育成計画」について、現在の社会情勢や広域的な景観育成の視点を踏まえ、課題点や問題点を説明してください。

##### テーマ2 『広域的視点による景観特性の抽出手法や景域（地域）の分類手法』

視点：本業務では、景域ごとの景観育成の方針を定めるものですが、長野県における広域的な景観特性の調査分析手法や景域を設定する際の分類手法としてどのような整理手法が考えられるか提案してください。

##### テーマ3 『景観に対する社会的ニーズや課題の把握手法』

視点：景観育成を進めるにあたって、県民や事業者に景観に対する認識のほか、景観に関する課題や潜在的なニーズを的確に捉え、施策に反映する必要があります。これらの意見把握方法として実効性のある手法を提案してください。

##### テーマ4 『景観育成の実現に向けた住民等への意識付けの手法』

視点：景観育成を進めるにあたって、継続的な取組を行うことが必要と考えられますが、そのためには、県民が景観育成に関心を持っていただくことが重要です。計画策定後の取組みとして考えられる行動計画や情報発信など、実効性のある手法を提案してください。

##### テーマ5 『景観育成の取組が発展するような手法の提案』

視点：景観育成を進めるためには従来の組織や枠組みに捉われず、関連分野・施策と連携し

取組を発展させていくことが必要です。他部局や外部組織との連携方法として効果的と考えられる手法を自由に提案してください。

イ 業務の実施体制

業務の実施体制と社内のバックアップ体制や、県窓口との連携方法

ウ 業務についての実績

管理技術者、照査技術者、担当技術者等について、本業務に活かすことができると考える過去の業務実績

エ 業務等に関する経費及びその内訳

(5) 履行期限 令和7年3月10日（債務負担行為設定済）

(6) 業務実施上の要件

ア 業務の遂行に必要な県の保有する資料については可能な限りこれを貸与する。

イ 業務契約期間中の諸会議のための資料、報告書の概要版、広報用資料等の作成に係る費用は受託者の負担とする。

ウ 本業務の実施にあたり、追加調査等の必要が生じた場合は速やかに協議すること。

(7) 成果品

ア 令和5年度

(ア) 上記1(3)イ(ア)、(イ)に係る報告書 2部

(A4判縦、フルカラー、製本不要、ファイル綴じ)

(イ) 上記(7)ア(ア)の電子データ 一式

イ 令和6年度

(ア) 長野県景観育成ビジョン（仮称）素案 2部

(A4判縦、フルカラー、製本不要、ファイル綴じ)

(イ) 長野県景観計画素案 2部

(A4判縦、フルカラー、製本不要、ファイル綴じ)

(ウ) 長野県景観育成ビジョン（仮称）素案及び長野県景観計画素案の概要版 2部

(A4判縦、フルカラー、製本不要、ファイル綴じ)

(エ) 報告書 2部 (A4判縦、フルカラー、製本不要、ファイル綴じ)

(オ) 業務において作成したすべての資料 1部 (製本不要、ファイル綴じ)

(カ) 上記(7)イ(ア)～(オ)の電子データ 一式

(8) 業務予算額 24,200千円

(9) 支払い条件

ア 前払金として、契約金額の3割の範囲内で支払うことができる。

イ 部分払いについては支払い限度額のとおり

ウ 各会計年度における支払い限度額は次のとおり

令和5年度：契約金額の48%

令和6年度：契約金額の52%

## 2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

- (1) 長野県建設コンサルタント等の業務の入札参加資格のうち、建設コンサルタント（都市計画部門）を有する者であること。
- (2) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日告示第 717 号。以下同じ）に基づく登録を受けている者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 57 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (5) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日 22 建政技第 337 号。以下「入札参加停止措置要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 県発注の建設工事等に係る建設コンサルタント等の業務のうち、当該業務以外の業務（以下「他の対象業務」という。）において、委託契約約款第17条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。
- (7) 県発注の他の対象業務において、長野県建設工事等検査要綱（平成15年 4 月 1 日会検第 1 号）第 9 条第 3 項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後委託契約約款第31条に基づく業務完了の検査を完了していない者でないこと。
- (9) 県発注の他の対象業務の入札において、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (10) 平成 20 年 4 月 1 から掲示日の前日までに、国、都道府県、政令市又は中核市から発注された業務を元請けした、景観計画・景観に関する総合計画（マスタープラン・ビジョン等）の策定及び改定業務（基礎調査のみを除く）の実績を有していること。
- (11) 当該業務の実施体制
  - ア 管理技術者として次のいずれかの者を配置すること。  
技術士（建設部門（都市及び地方計画））、認定技術管理者 都市計画及び地方計画部門、R C C M（都市計画及び地方計画部門）の資格を有する者
  - イ 照査技術者として次のいずれかの者を配置すること。なお、管理技術者との兼務は認めない。  
技術士（建設部門（都市及び地方計画））、認定技術管理者 都市計画及び地方計画部門、R C C M（都市計画及び地方計画部門）の資格を有する者
  - ウ 委託の主要部について、再委託又は技術協力が無いこと。
- (12) 県発注の他の対象業務の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。

(13) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

(14) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。

なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、下記(ア)については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。

イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）

ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社

エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社

オ 事業協同組合とその構成員

(15) 滞納している県税等徴収金がないこと。

(16) 「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱い要領」により、参加表明書とともに資格認定申請を行い、各構成員が上記（1）から（15）の要件を満たしたと認められた者は、参加することができる。

### 3 参加表明書の作成・提出に係る事項

(1) 参加表明書の作成様式

様式 2 号による。

(2) 参加要件資料の作成様式

様式 3 号による。

(3) 参加要件資料記載上の留意事項

ア 登録状況

建設コンサルタント登録規程その他の登録規定に基づく登録状況を記載すること。

イ 保有する技術職員の状況（専門分野職員の状況）

(ア) 専門分野は、業務内容に応じて必要な分野を適宜設定すること。

(イ) 資格は、技術士（建設部門（都市及び地方計画））、認定技術管理者（都市計画及び地方計画部門、RC CM（都市計画及び地方計画部門）とする。

(ウ) 1 人の職員が 2 以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、重複記入をしないこと。

(エ) 専門分野別技術職員数は、通算経験年数 10 年未満、10 年以上に分けて記入すること。

ウ 同種または類似の業務の実績

(ア) 会社としての実績とし、記載件数は 3 件以内とする。

- (イ) 平成20年4月1日から掲示日の前日までに完了した業務を対象とする。
- (ウ) 「業務実施に当たり特に配慮した技術的事項」については、掲示した対象業務において求めている技術的事項を中心に記載すること。

エ 当該業務の実施体制

- (ア) 配置予定の技術者について記載すること。
- (イ) 再委託又は技術協力等の予定がある場合は記載すること。

オ 建設コンサルタント等の登録状況、保有する技術職員の状況、同種または類似の実績については、これを証する契約書、登録通知及び資格者証等の写しを添付すること。

カ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 担当事務所・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県 建設部 都市・まちづくり課 景観係

電話 026-235-7348

F A X 026-252-7315

E-mail [toshi-machi@pref.nagano.lg.jp](mailto:toshi-machi@pref.nagano.lg.jp)

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和5年5月18日(木)

(提出時間は午前9時から午後5時まで。長野県の休日定める条例(平成元年条例第5号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)は除く。)

イ 提出場所 上記3(4)に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で上記3(4)の担当者に確認してください。ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りません。

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、上記2の(1)から(15)の要件を全て満たす者とするが、下記に示す要件の審査にあたっては、記載の視点に基づいて審査・選定されます。

ただし、参加表明書の提出期限までに様式2号及び様式3号(添付書類を含む)の提出がない場合は技術提案書の提出者に選定しません。

なお、技術提案書提出選定者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 登録状況	・建設コンサルタント等登録状況	・登録されているか
2 技術職員の状況(専門分野別)	・当該業務の実施に必要な専門分野の技術職員の在籍状況	・有資格の職員はいるか ・有資格職員の経験は豊富か
3 同種又は類似の業務の実績(会社)	・同種又は類似業務の内容	・当該業務の内容に近い業務の実績があるか
4 配置予定の	・配置予定技術者の状況	・配置予定者がいるか

技術者		
5 再委託又は技術協力の予定	・再委託の内容	・再委託する業務の内容は適正か (当該業務の主要部分を再委託することにならないか) ・再委託先の選択は適正か
	・技術協力の内容	・技術協力を求める業務の内容は適正か(最先端の技術であるなど、技術協力を求めることに妥当性があるか) ・技術協力を求める先の選定は適切か

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由（非該当理由）を書面により、都市・まちづくり課長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により、都市・まちづくり課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日は除く。）以内に書面により行います。

エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

(ア) 受付場所 上記3(4)に同じ。

(受付時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

(イ) 受付方法 電子メール又はFAX（回答を受ける担当者名、電話番号及び電子メールアドレス又はFAX番号を併記すること）とします。なお、到達したことを電話で上記3(4)の担当者に確認してください。

(ウ) 回答方法 電子メール又はFAXとします。

(8) その他の留意事項

ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加表明書の提出をした業者名（参加要件資料審査結果表）は、契約締結後、公表するものとしてします。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 技術提案書の作成様式

様式7号による。

(2) 技術資料の作成様式

様式8号によるものとし、上記1(4)アに定めるテーマにあつては当該様式中「3 技術提案」として次のとおりまとめること。

ア 文字サイズは11pt以上とし、適宜図版等を用いることも可能とする。



- イ 提出する資料はカラー印刷とすること。
- ウ テーマ別の作成サイズと作成枚数はA4判縦一枚以内とすること。ただし、テーマ2と5にあつてはA3判横とすることも可能とする。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

ア 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等

- (ア) 主な業務経歴は平成20年4月1日から揭示日の前日までに完了した業務とする。
- (イ) 委員会、学会活動等は、現在及び過去3年間の実績を記入すること。
- (ウ) プロポーザル方式による本業務以外で、予定技術者として特定された業務がある場合は、手持ちの業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と記載すること。
- (エ) 他の企業等に所属するものを担当技術者とする場合は企業名等も記載すること。

イ 技術者動員計画

- (ア) 必要に応じて、内訳のさらに詳細な提示を求めることがあります。
- (イ) 費用の積算にあたっては労務単価等、県が公表している価格についてはこれを使用すること。

ウ 技術提案

技術提案は簡潔に記載すること。

エ 配置予定の技術者の資格、主な業務経歴、同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書、資格証等の写しを添付すること。

オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 上記3(4)に同じ。

イ 受付期間 揭示の日から令和5年5月18日(木)まで。

(受付時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

ウ 受付方法 電子メール又はFAXとします。なお、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

エ 回答方法 長野県ホームページに掲載します。(最終回答日：令和5年5月23日(火))

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和5年6月2日(金)

(提出時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

イ 提出場所 上記3(4)に同じ。

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法 持参又は郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で上記3(4)の担当者に確認してください。ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りません。

オ その他 提出期限までに様式7号及び様式8号(添付書類を含む)の提出がない場合、技術提案は無効とします。また、提出後の技術提案書の差し替え及び再提出は認められません。技術提案書の補足説明資料がある場合は、ヒアリング時に提出することができます。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

- ア 予定日 令和5年6月12日(月) (変更の場合があります。)
- イ 場所 長野県庁 会議室 (詳細については決定次第連絡します。)
- ウ 時間 各者20分程度を予定 (提案者の公募数により変更の場合があります。)
- エ その他 パソコン、プロジェクター等の持ち込みの可否については、後日、参加申し込み者に通知します。

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定されます。なお、技術提案書評価結果表(様式9-1)は、契約締結後、公表するものとします。(技術提案書提出者名は特定した者のみ公表)

ただし、技術提案書の評価の結果、提出された全ての技術提案書の評価結果が次のいずれかに該当する場合は、特定者を選定しません。

- ア 評価点の合計が配点の6割に満たない場合
- イ 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の6割に満たない場合

評価項目	評価事項	評価の視点(例)	
配置予定の技術者の資格等 (20点)	管理技術者 (8点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
		業務経歴	・豊富な業務経歴を有しているか
		同種・類似業務の実績	・当該業務の内容に近い業務の実績があるか
		手持ち業務量	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
	照査技術者 (5点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
		業務経歴	・豊富な業務経歴を有しているか
		手持ち業務量	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
	担当技術者 (7点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
		同種・類似業務の実績	・当該業務の内容に近い業務の実績があるか
手持ち業務量		・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか	
動員計画及び費用 (10点)	技術者動員計画、費用	・効率的な技術者動員計画(費用)となっており、当該業務を実施するのに妥当なものとなっているか	
技術提案の内容 (45点)	技術提案された技術内容を独創性・的確性・実現性等の視点で評価する	・独創性に優れた内容であるか ・技術提案を求める具体的な内容に対して的確な提案となっているか ・提案項目に適合した実現可能な提案であるか	
技術者の技術力及び意欲等 (10点)	プレゼンテーションにより、技術力や意欲を判断する	・当該事業を実施するのに必要な技術力や意欲があるか	
費用と技術提案の整合性 (15点)	採点すべき優れた技術提案に加点	・技術提案に優れ、かつ技術者動員計画も技術提案に見合った内容で優れているか	
評価点の合計結果(100点)			

(注) 配置予定の技術者数は、複数配置することに制限はないが、評価は代表技術者 1 名に対して行う。技術者を複数名配置する場合は、代表技術者が分かるように記載すること。

(8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、都市・まちづくり課長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行います。

(9) 非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により、都市・まちづくり課長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 10 日（休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により、都市・まちづくり課長に対して非特定理由についての説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求めた書面を受領した日の翌日から起算して 10 日以内（休日は除く。）に書面により行います。

エ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

(ア) 受付場所 上記 3 (4) に同じ。

(イ) 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで。（休日は除く。）

(ウ) 受付方法 電子メール又は F A X とします。

なお、到達したことを電話で上記 3 (4) の担当者に確認してください。

(エ) 回答方法 電子メール又は F A X による。

(10) その他の留意事項

ア 提出された技術提案書は、返却しません。

イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。

エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

上記 3 (4) に同じ。

(3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。

(4) 設計共同体協定書第 8 条に基づく分担業務額については、契約時に提出を求めます。